

ドイツにおける高齢者介護人材教育からの示唆

前川 有希子

キーワード：ドイツ 老人介護士 養成教育

要 旨

ドイツは我が国と同様に高齢化率の高い国である。高齢者の介護・看護は連邦国家資格であるAltenpfleger（老人介護士）が中心となり担っている。この資格は、高齢者を対象とした看護師と介護福祉士の2つの職務に従事できる医療職の位置づけであり、3年課程の養成教育を修了したのち国家試験に合格し取得できる。

日本における高齢者の生活支援の中心的立場にいる介護福祉士の資格取得には、複数のルートが存在する。さらに、介護職員の職務内容には、資格の有無は関連しない状況がある。日本とドイツの介護人材の養成教育と職務内容等を比較して、介護福祉士のあるべき姿と方向性を検討した。

はじめに

ドイツの高齢化率は2018年に21.7%¹⁾となり、世界の中でも高齢化が進行している国の1つである。ドイツは社会保険発祥の地とされており、日本と同様に年金保険、医療保険、雇用保険等が制度化されている。介護保険は1995年に導入されており、日本の介護保険はその制度設計をする上で、大きな影響を受けている。ドイツと日本は、介護福祉を担う人材について国家資格があること、要介護者の在宅生活を支援する介護保険サービスがあること等共通点がある。また、ドイツは連邦国家であるため16州それぞれの自治権があるが、社会福祉においてはキリスト教宗教等の背景を有する6つの社会福祉団体が、16世紀から現在に

至るまで、乳幼児から高齢者までの社会福祉実践を展開している。地域でお互いを助け合おうとするボランティア活動は、宗教の教えに基づき積極的であり、有する能力や時間の提供は常識的な社会人としてはごく当たり前の行動と考えられる人間性がある。つまり、地域での互助は非常に身近な文化である。

今回、日本介護福祉学会主催のドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州（以下、NRW州）デュッセルドルフ市（2019年8月）の視察の機会を得た。その中で、高齢者介護人材の養成・確保についても共通した課題であると知った。ドイツの介護関連職種の養成について認識し比較することは、日本の介護福祉士養成教育やその資

格の社会的な位置づけや将来展望に反映できると考える。

1. 研究目的

ドイツにおける介護人材養成の取り組みやその職務内容を概観し、今後の日本における高齢者介護人材養成のあり方、その専門性の発揮、人材の確保のあり方等を模索し、考察することを目的とする。

2. 研究方法

NRW州の視察、ハインリッヒ・ハイネ大学現代日本研究所島田信吾教授の講義で得た情報と先行研究論文等により、ドイツにおける介護福祉士の位置付けとなるAltenpfleger（以下、老人介護士）、その補助職種となるAltenflegehelfer（以下、老人介護助手）の養成教育、職務内容や社会的な位置付け等を日本と比較し、今後、日本の高齢者介護の人材教育や確保等の喫緊の課題について私見を述べる。

3. 結果

1) ドイツの教育制度

ドイツでは、16の自治州に教育の権限があり各州に教育省が設置されている。学校制度は国が示すガイドラインに従い、州ごとの教育政策や各学校の特色や独自性も尊重されている²⁾。一般的に、義務教育は6歳からの9年間、あるいは州によっては10年間である³⁾。初等教育は基礎学校・グレントシューレ(Grundschule)において4年間行われる。その後、生徒の能力・適性に応じて、基幹学校・ハウプトシューレ(Hauptschule)、実科学校・レアルシューレ(Realschule)、ギムナジウム(Gymnasium)に進む。基幹学校は5年制で、主として卒業後に就職して職業訓練を

受ける者が進み、実科学校は6年制で、主として卒業後に職業専門高等学校への進学者の学校である。一方、ギムナジウムは8年制もしくは9年制で、大学進学者のための学校である。その他、3種の学校が統合された総合制学校(Gesamtschule)もある。9～10歳で将来の職業や、希望するキャリアによる進路選択をすることは、ドイツの教育制度の特徴³⁾と言える。後期中等段階においては、職業学校をはじめ、職業専門学校、職業上構学校、上級専門学校、専門ギムナジウムなど多様な職業教育学校が設けられている。ドイツでは入学試験はないが、進路の決定にはアビトゥーア試験と呼ばれるギムナジウムの卒業試験の得点、生徒の能力や希望等を鑑みて決定されることが多い。(図1参照) ドイツでも少子化高学歴化が進み、ギムナジウムへの進学者が多く、グレントシューレにはドイツ語を母語としない移民や外国籍生徒が多く在籍する。

ドイツの職業教育の最大の特徴は「デュアルシステム」と呼ばれる職業教育・訓練を受けることである。デュアルシステムは、普通学校教育から就職への移行期にある若者が、座学での理論教育と実地での職業訓練を並行して受けることにより、双方の相乗効果を得ながら一つの職業を身につけ、公的資格を取得し、職業人としての第一歩をスムーズに踏み出すための制度である⁴⁾。伝統的に職業資格に重点を置くドイツでは、教育の比較的早い段階の15～16歳で将来の職業資格を選択し、学校に通いながら企業での職業訓練を受けるシステムが定着している⁵⁾。つまり、職業教育の実践は、学校と職業現場とが教育内容を理解し連携する産・学連携教育と言える。

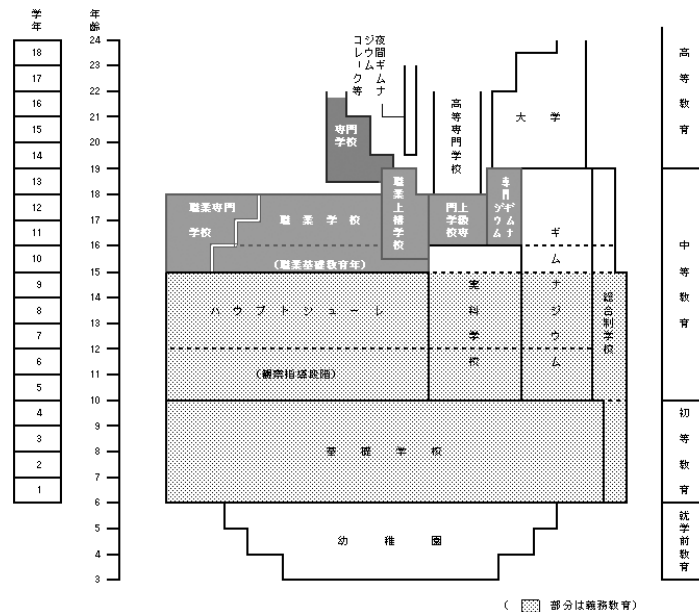


図1 ドイツ連邦共和国の学校制度

引用：文部科学省 ドイツの学校系統図

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/08102203/001/016/004.htm

2) ドイツにおける介護人材と養成教育

1950年代の高齢者介護は修道女らが担っていた。1960年代より高齢化が顕著となり介護人材の需要が高まり、1969年NRW州では子育て経験のある主婦層を対象に老人介護士を1年課程での養成が開始され⁶⁾、ドイツで最初に養成課程が制度化された⁷⁾。2003年に施行された「老人介護の職業に関する法律」に基づき、老人介護士は看護師と同等に3年間の養成教育を経る連邦国家資格となった。養成の目標は、「高齢者に必要な助言、付き添い、世話を含む自主的、かつ自己責任による介護を遂行するための知識、能力、技術を習得することである」⁸⁾とされた。新田⁹⁾は『「老人介護士の職務は高齢者がその身体、精神、情緒上の健康を促進、維持し、回復を助け、癒しを導く看護師」と訳し、その職務は医療職として規定されている』と述べている。2004～

2008年には、8州で老人介護士と看護師（Gesundheits-und Krankenpfleger）・児童看護師（Gesundheits-und Kinderkrankenpfleger）の3職種の統合教育等を試行するモデル事業が実施された¹⁰⁾。各州において介護・看護人材養成教育改革が進められ、老人介護士養成期間は3年間、4600時間（理論教育2100時間、実務教育2500時間）であり、看護師と養成のための時間数も同一である¹¹⁾。老人介護士は老人介護施設で就労できる医療職と看護師は同等の医療関係職と位置付けとなり、看護師と同様の役割を担う職種へ変化している¹²⁾。老人介護士養成教育の特徴は、学校で理論を学び実務を介護施設等で学ぶ実習を重視したデュアルシステムに準じた職業訓練教育である。授業料の負担は無く、介護施設等と雇用契約を結び給与を受給し生活費を得ながら学習継続が可能となる。なお、実務教育

は、その目標に合わせて高齢者介護施設、精神科病棟、高齢者病棟、リハビリテーション施設等で、各養成校の実施要項に準じて実施される¹³⁾。現在では、老人介護士は高齢者施設の医療職の位置付けである。NRW州においては、2020年より資格に共通する基礎的教育を3職種1年次一緒に学習し、その後の2年間は専門に応じた教育を受けてそれぞれの資格取得に臨む、3年課程3職種養成が完全実施される。

老人介護士の補助資格である老人介護助手は、各州の法律に基づく資格であるため、その養成期間、養成時間数、養成教育などは州によって若干異なる。概ね1年間、理論教育700時間と実務教育900時間とされている。高木が示す老人介護助手の養成教育に関する先行研究^{14) 15)}によれば、ラインラント・プファルツ州は理論教育750時間と実務教育850時間、ニーダーザクセン州は老人介護助手と看護助手を統合した資格を2009年に創設した。その養成教育時間は2年間で教養教育480時間、理論教育1320時間、実務教育960時間である。メクレンブルグ・フォアポンメルン州では1年半の教育時間で、理論教育は最低800時間以上、実務教育は1400時間以上である。老人介護助手が老人介護士の養成課程に進む場合には、老人介護助手養成課程で要した期間(通常1年間分)は短縮されることになっており、教育制度が連動している。

つまり、ドイツの老人介護士は、養成教育課程を修了した国家資格保有者である。その職務内容は、高齢者介護施設における医療行為を行うことのできる看護職であるとともに、医療的介護と社会的介護の専門的知識を備えた専門家である。また、老人介護助手は医療行為が行えない職種であると、国家資格の有無によって職務内容に明

確な違いがある。

3) 日本における介護福祉士養成教育

従来、高齢者や障がいのある人への生活上の支援は、多くは家庭内で家族主に女性の仕事として担われてきた。しかし、経済成長に伴う核家族化や女性の社会参加が進んだことなどにより、家庭内の介護力が低下し、介護業務を担う職業が求められた。家族介護が困難な場合には「家庭奉仕員」、介護施設では「寮母」と呼ばれる職業が誕生し、経験に基づき培われ築かれてきた知識や技術によって介護業務を実践してきた歴史がある¹⁶⁾。介護福祉士は、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されて誕生した国家資格である。「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定義されている。介護福祉を、加藤¹⁷⁾は『単に身の回りの介護ではなく「介護福祉」であるという意義を理解し、基盤には社会福祉の理念を持つことが重要である』という。つまり、社会福祉の一部に介護福祉領域があるために、社会福祉の理念や意義、その支援技術方法を学ぶ教育が不可欠である。介護福祉士の資格取得には、①高等学校卒業後養成施設での教育課程修了後国家試験を受験する、②実務経験と必要となる研修修了後に国家試験を受験する、③厚生労働省の要件を満たした高等学校を卒業し国家試験を受験する、の3つのルートによって可能となる。また、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国からの経済連携協定に基づいて日本の介護施設で就労・研修をしながら

ら、日本の介護福祉士資格の取得を目指すルートがあり、2008年よりEPA介護福祉

士候補者受け入れが行われている。(図2)

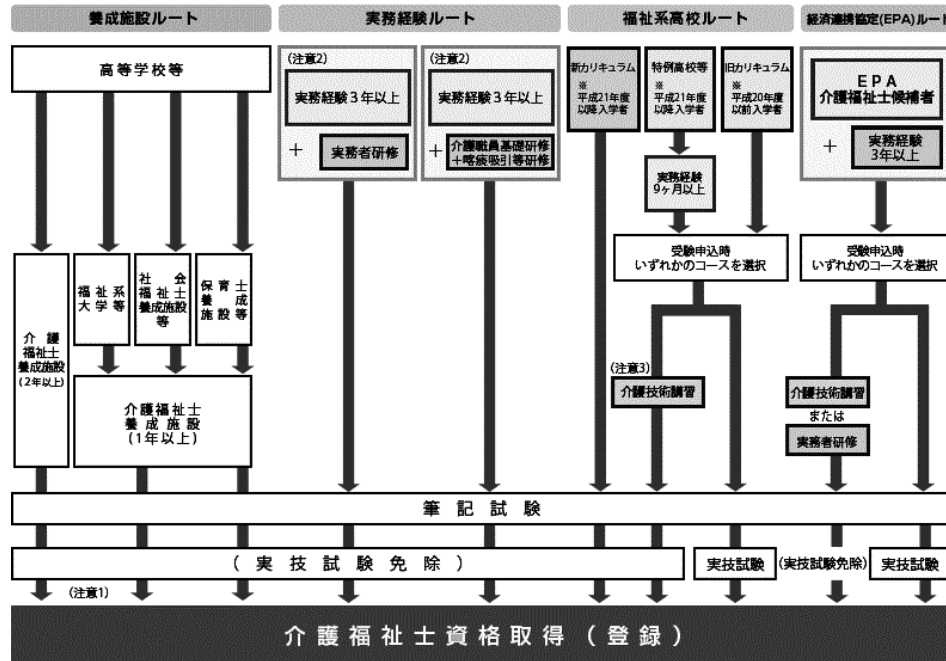


図2 介護福祉士 受験資格（資格取得ルート図）

引用：社会福祉試験振興センターHP <http://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html>

介護福祉士養成施設の多くは2年課程であり、その養成時間数は1850時間（厚生労働省）である。内訳は、領域「人間と社会」240時間、領域「介護」1260時間（介護実習450時間を含む）、領域「こころとからだのしくみ」300時間、医療的ケア50時間となっている。ドイツの老人介護士養成教育と比較すると、養成時間、実習時間は圧倒的に短時間である。さらに、介護福祉士の職務内容や待遇等を鑑みた社会的評価が良いとは言えず、多くの介護福祉士養成校が定員割れの状態となっている。

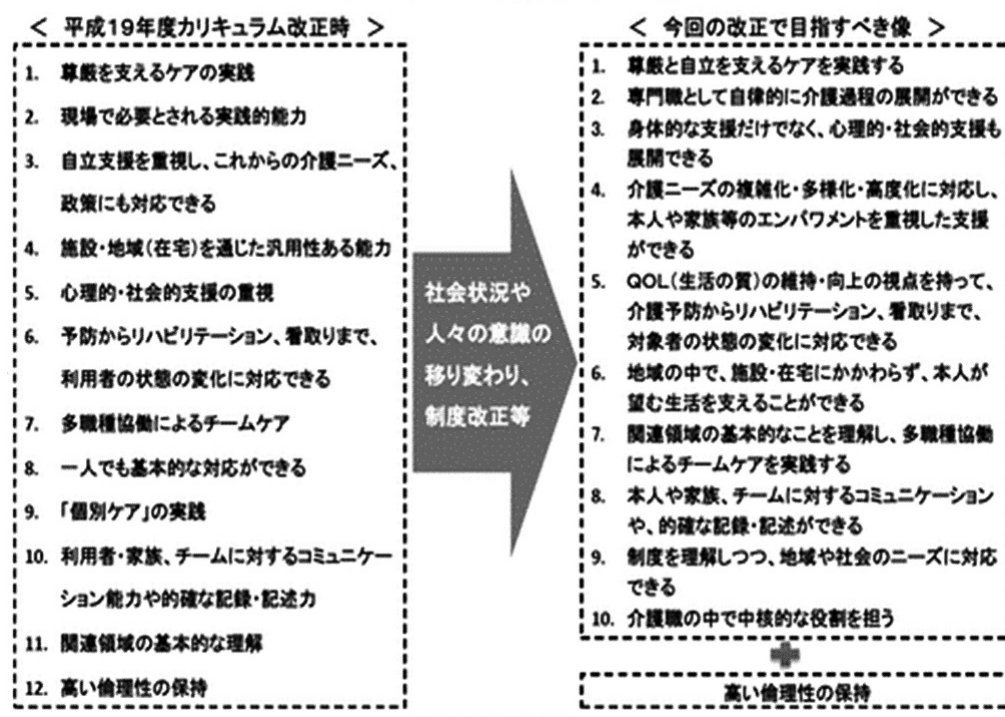
2) 求められる介護福祉士像

図2に示すとおり介護福祉士の資格取得ルートは複数あり、教育内容が統一されない状況が継続されている。現代社会の多様化する介護ニーズに対応していくことが喫

緊の課題となっている。2007（平成19）年度カリキュラム改正時に示された「求められる介護福祉士像」が10年の時間経過により改正され、「目指すべき介護福祉士像」¹⁸⁾として示された。(図3)さらには、介護福祉士が介護職グループの中で中核的・リーダー的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加にともなう介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる「介護福祉の専門職」となるための教育内容¹⁹⁾が示された。

家族による家庭内介護から、社会全体で高齢者介護を支援する制度として、2000年に介護保険制度は創設された。要介護者が尊厳を持って自立した生活を営めるよう、自己実現を目標にしたサービスの中心に介護福祉士は位置している。そのため、家族が実践する生活支援と専門職である介護福

求められる介護福祉士像



引用：厚生労働省「平成29年10月4日開催の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会」資料

社士が提供するサービスとは全く異なるものである。社会が求める介護福祉士は医療職と連携したチームケアの中で、多職種と対等に利用者のアセスメントができ、専門的知識を活用して生活行為を具現化する専門職と考える。そのため、求められる介護福祉士像」には、専門職たる資質・能力の基礎として「高い倫理性」が求められる。

4. 考察

1) 様々な背景を持つ人への教育

デュッセルドルフ市内の介護施設では、日本人老人介護士が勤務している。彼女は、日本でホームヘルパー2級を修了し介護施設での勤務経験がある。その職歴を活かし、渡独後老人介護士の資格を取得した。養成校への学費は介護保険より支払われ、介護

施設と雇用契約を結び実務教育を受けながら給与を受給するデュアルシステムのため、経済的な生活基盤が安定した教育環境が確保された。国家資格取得後には、実務教育を受けた介護施設に就職するも、高待遇となり、責任ある職務を任され就労意欲がより高まった。視察先の介護施設では、就労意欲のある外国人スタッフを積極的に養成教育につなげ、国家資格取得の支援をしている。ドイツでは、高齢社会に向けた介護保険制度や高齢者介護の専門職養成制度の確立が早くから行われた。また、ドイツの社会福祉事業がキリスト教の理念による支援であり、慈愛の精神のもと行動するボランティアが日常生活の根底に生きている。細川ら²⁰⁾は「貧困者や高齢者などの社会的弱者に手厚い保護を目指す思想がドイツ

ツ社会の根底にある」という。定住地や職を求める外国人移民にも寛容であり、制度活用が円滑にできている。多民族国家であるドイツの高齢者支援を持続可能にするシステムとして、介護・看護・ソーシャルワーク人材養成の動向より、高木²¹⁾は「グローバル化・ボーダーレス化が進展する中、国内における人材養成のみに注力することなく、近隣の国々との連携・協働も視野に入れて、国内外の一体的な取り組みを推進めることが不可欠だと考える」という。

日本では、国家資格の介護福祉士であっても初任者研修やホームヘルパー研修修了者でも、その業務内容には差が無く業務分担もされない。EPAの介護福祉士候補生や在留資格として特定技能（介護）労働者や在日外国人・日系人に対しても同様である。厚生労働省の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の中間まとめ²²⁾では「介護は単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めて、移転の対象と考えることが適当」とされている。

民族や宗教に違いがあったとしても、日本の地域社会に必要となる「求められる介護福祉士像」を目指すべき適切な教育を受けることを求めたい。介護福祉士の社会的に職業的地位を下げることなく、意欲のある外国人にも質の高い教育の下で理論を学習し、実習や実務経験を重ねて人間性を育み、資格取得し活躍していくことが望まれる。社会に求められる介護福祉士として自己研鑽を積み重ねることに国境はないと考える。

2) 介護福祉士の専門性

平成30年3月末日現在の介護福祉士登録

者の約77.3%が養成教育を受けずに実務経験を経て国家試験を経て資格取得している²³⁾。つまり、経験値優先で、科学的根拠を理解せずに就労している介護福祉士が少なからず存在する。

介護福祉士は名称独占の資格であり、資格の有無により介護業務を区別しているとは言えない。今後、75歳以上の後期高齢者が人口に占める割合が高くなる。後期高齢者には、複数の慢性的疾患を抱える人が多いことから、介護現場に求められる医療行為のニーズはますます高くなる。橋本²⁴⁾は「日本の介護福祉士養成カリキュラムが当初介護・福祉・家政を柱としていたものが、現在では介護・福祉・医療へと流れが変わっている。日本の介護福祉士に求められる役割、能力はドイツの老人介護士に準じるものになると推測される」と述べている。新田²⁵⁾は「地域包括ケアシステム構築の実現に向けて、看取りの在り方と医療体制・老老介護の介護体制を含め、老人介護士のような医療が担える介護者が望まれる」という。介護福祉士は本来、福祉職であり医療行為を実施する上での基盤となる医学的知識は十分とはいえない。そのために、生活支援の専門的知識と医療職との連携が不可欠である。

根本は、介護福祉の概念を「児童、老人、身体障害者、精神障害者など幅広い対象者に対して、生活課題の遂行・援助をその個別性に留意し、その人と社会システムとの関係を調整しながら行う」と述べている。近年、介護福祉士の支援対象は要介護高齢者だけでなく、障害のある人、その家族や地域まで拡大されている。ドイツでは介護施設の看護師と同様な位置づけであるが、チームケアの中で、生活行為を成立させるための福祉職である。そのため、利用者と

地域社会環境との関係を維持、発展、開発を視野に入れ、利用者の望む暮らしを実現するために、具体的日常生活動作の支援を実践することが介護福祉士の専門性である。加藤²⁶⁾は「利用者やその家族が地域で自己決定・自己実現できる生活を継続する上で重要な役割がある」という。日本では自己実現を目指し生活に介入する福祉職である。そして、利用者を多角的に支援するために積極的に多職種連携を推進する福祉専門職である。介護福祉士は、まだまだ社会的地位が低く、地域社会に広く承認を得られているとは言い難い。信頼と認知を獲得するために、職業的魅力ややりがいを広く知らしめることが必要である。

介護福祉士も専門看護師のように、その専門性を認め合う特定分野に卓越した知識・技術を有する介護福祉士が必要ではないだろうか。予防、リハビリテーション、施設、在宅、認知症や看取り等領域において、地域社会における生活支援に対し専門的に卓越した実践力を発揮する介護福祉士の養成や専門的領域に特化ができると考える。

おわりに

ドイツでは、ほとんどの職種に国家試験があり、これに合格し資格やディプロマを取得することが求められる。従って、資格取得は、自分にどのような価値を身に付けたかを表現できるものであり、社会で活躍するための誇りやステータスを示す重要な評価となる。世界一の長寿国である日本が、高齢者の尊厳を守る生活支援を提供する国家資格「介護福祉士」について、介護の専門性、地位の向上、その職種の魅力を大きく発信する必要性を感じた。

謝辞

日本介護福祉学会国際交流委員会加瀬裕子先生、ハインリッヒ・ハイネ大学現代日本研究所島田信吾先生、大学発ベンチャー企業Researching Plus GmbH吉澤寿子氏から多大なるご教示をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 総務省統計局, 国際比較でみる高齢者, <https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1135.html> 20191004閲覧
- 2) 保住芳美「ドイツの老人介護士養成教育およびその教員養成システムについて」川崎医療福祉学会誌 18 (2), 337-346, 2009.
- 3) 表真美「ドイツ後期中等職業教育における家庭科教育：ニーダーザクセン州の家庭科教員養成を中心に」研究紀要(宗教・文化研究所) 30, 101-117, 2017.
- 4) 本多美波「第4章ドイツの職業訓練と教員・指導員の養成」独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校『諸外国における職業教育訓練を担う教員・指導員の養成に関する研究』127, 2011.
- 5) 前掲2)
- 6) 橋本智江, 高山直子「高齢者介護の人材教育：ドイツと日本の比較研究」比較文化研究 (104), 311-321, 2012.
- 7) 高木剛「ドイツにおけるAltenpflegehelferの養成教育－ラインラント・プファルツ州の例を中心に－」社会事業研究 (51), 101-107, 2012
- 8) 前掲6)
- 9) 新田幸子「ドイツにおける高齢者支援－老人介護士養成教育カリキュラム

- に着目して－」広島国際大学看護学ジャーナル 16 (1), 53-63, 2019
- 10) 高木剛「人材養成と施設職員 ドイツにおける介護・看護分野の補助職(Helfer) 養成制度の再編：ニーダーザクセン州の例を中心に」社会事業研究 (54), 81-84, 2015
 - 11) 前掲 2)
 - 12) 前掲 6)
 - 13) 高木剛「ドイツにおける高齢者介護・看護・小児看護に係る 3 職種の統合化(ジェネラリスト養成) とその養成教育－介護・看護職改革法案(Entwurf eines Gesetzes zur Reform der Pflegeberufe) の内容を中心に」,介護福祉教育,43, p67-74,2017.
 - 14) 前掲10
 - 15) 高木剛「高齢者・介護 メクレンブルク・フォアボンメルン州におけるkranken-und Altenpflegehelferの養成制度」社会事業研究 (55), 22-26, 2016
 - 16) 水上幸代「介護福祉士養成教育の課題-国家資格化を省みて」社会関係研究 13 (1), 75-104, 2007.
 - 17) 加藤友野『介護福祉士の専門性に関する研究：「求められる介護福祉士像」から見る現状と課題』, 総合福祉科学研究 (3), 105-118, 2012
 - 18) 厚生労働省「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」(福祉人材確保専門委員会報告書) について, 第20回社会保障審議会福祉部会資料, 平成29年12月18日実施
 - 19) 厚生労働省「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」 について, 第13回社会保障審議会福祉部会資料, 福祉人材確保専門委員会, 平成30年 2月15日
 - 20) 細川淳嗣, 西田征治, 國定美香ら「日本・ドイツ・中国の認知症高齢者の実態と施策の国際調査」, 人間と科学：県立広島大学保健福祉学部誌 17 (1), 73-82, 2017
 - 21) 高木剛「ドイツにおける介護・看護・ソーシャルワーク人材養成の最近の動向」総合人間科学研究 (2), 115-123, 2010
 - 22) 厚生労働省「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会, 平成 27 年 2 月 4 日
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000073122.pdf> 20191006閲覧
 - 23) 社会福祉試験振興センター「各年度末の都道府県別登録者数」
http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_h31.pdf 20191006閲覧
 - 24) 前掲 6
 - 25) 前掲 9
 - 26) 前掲17

Suggestions from Education for Elderly care worker in Germany

MAEKAWA Yukiko

Key words:

Germany, Elderly care worker, Training education